

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構業務方法書の変更について（概要）

1. 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第96号）第2条（平成22年7月1日施行）の施行に伴う所要の整備を行うこと。
2. 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第128号）の施行に伴う所要の整備を行うこと。
3. 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成21年4月24日厚生労働省令第104号）の施行に伴う所要の整備を行うこと。
4. 施行期日
この業務方法書の変更は、平成22年7月1日から施行すること。